

令和3年度 利用者負担額（保育料）表

1 保育認定を受けた子ども（2号・3号）の保育料（月額）

階層	世帯の区分		保育料の月額（円）			
			3歳未満児（4/1時点の年齢）		3歳以上児（4/1時点の年齢）	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">0</div> ※別途副食費等の実費負担があります。	
B0	非課税世帯		0	0		
B			二人親世帯			
C	均等割のみ課税 （※1）（※2）	ひとり親・障がい児者世帯	2,600	2,600		
		二人親世帯	9,200	9,100		
D1	所得割15,000円未満 （※1）（※2）	ひとり親・障がい児者世帯	2,600	2,600		
		二人親世帯	12,700	12,500		
D2	15,000円以上 48,600円未満 （※1）（※2）	ひとり親・障がい児者世帯	2,600	2,600		
		二人親世帯	16,900	16,700		
D3	市民税の所得割課税額が右の各区分に該当する世帯 ※税額は支給認定保護者とその配偶者の所得割課税額を合算した額（世帯の状況により祖父母含む場合有）及び調整控除以外の税額控除を受ける前の税額です。 ※詳細は裏面「3 保育料の算定について」をご覧ください。	48,600円以上 57,700円未満 （※1）（※2）	ひとり親・障がい児者世帯	2,600		
		57,700円以上 77,101円未満 （※2）	二人親世帯	20,900	20,600	
			ひとり親・障がい児者世帯	2,600	2,600	
		二人親世帯	20,900	20,600		
D4	77,101円以上 97,000円未満		20,900	20,600		
D4	97,000円以上 169,000円未満		35,600	35,000		
D5	169,000円以上 301,000円未満		43,700	43,000		
D6	301,000円以上 397,000円未満		51,500	50,700		
D7	397,000円以上		56,700	55,800		

施設により保育料のほか教材費等の料金がかかる場合があります。詳しくは各施設にご確認ください。

3歳未満児について（4/1時点の年齢）

- ※1 二人親世帯の所得割課税額が57,700円未満であり、利用児童が第2子である場合は利用者負担額が半額となります。
- ※2 ひとり親・障がい児者世帯の所得割課税額が77,101円未満であり、第2子である場合は利用者負担額が無料となります。
- ※3 上記1～2において、多子計算の年齢上限はありません（ただし子順算定は、保護者と生計を一にする子に限ります。）。
- ※4 認可保育所・認定こども園・幼稚園・家庭的保育事業・小規模保育事業・企業主導型保育所等を兄弟で利用する場合、第2子は利用者負担額が半額、第3子以降は無料となります（多子軽減の課税額制限はありません。）。障がい児施設等を利用する兄弟がいる場合も同様となります。障がい児施設等とは、次の学校もしくは施設またはサービスをいいます。
特別支援学校幼稚部・児童発達支援・児童心理治療施設・医療型児童発達支援
- ※5 表の3歳未満及び3歳以上の年齢区分は、その年度の4月1日現在の満年齢を適用し、年度途中での年齢区分の変更は行いません。

ひとり親世帯・障がい児者世帯とは

- ひとり親世帯
保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のいない者で、現に小学校就学前子どもを扶養している世帯。
- 障がい児者世帯
次に掲げる児者が現に在宅している世帯。
 - ①身体障害者手帳の交付を受けたもの
 - ②療育手帳の交付を受けたもの
 - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの
 - ④特別児童扶養手当の支給対象児
 - ⑤国民年金の障害基礎年金等の受給者

お問合せ
山形市役所保育育成課 こども第一・第二・第三係
TEL：023-641-1212（内線572・573）

2 幼児教育・保育の無償化について

●教育認定を受けた子ども（1号）の保育料

保育料は無償となります。

※ 通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者様のご負担となります。

※ ただし、所得割課税額が77,101円未満世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもの副食費（おかず・おやつ等）は免除されます（ただし子順算定は、保護者と生計を一にする子に限ります。）。

●保育認定を受けた子ども（2号・3号）の保育料

（1）3歳以上児について（4/1時点の年齢）

- ・ 保育料は無償となります。
- ・ 副食費（おかず・おやつ等）、行事費などは保護者様のご負担となります。

※ただし、所得割課税額が57,700円（ひとり親・障がい児者世帯にあっては77,101円）未満世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもの副食費（おかず・おやつ等）は免除されます（ただし子順算定は、保護者と生計を一にする子に限ります。）。

（2）3歳未満児について（4/1時点の年齢）

- ・ 市民税非課税世帯の子ども及び第3子以降の子ども（ただし子順算定は保護者と生計を一にする子に限ります。）の保育料は無償となります。

3 保育料の算定について

●保育料は保護者等の市民税額により決定しています。

- ・ 令和3年4月～8月の保育料 : 令和2年度市民税額（令和元年中の収入等）
- ・ 令和3年9月～翌年3月の保育料 : 令和3年度市民税額（令和2年中の収入等）

※保育料・副食費免除の算定は、原則支給認定保護者とその配偶者の「市民税所得割課税額」を合算した額により算定します。世帯の状況により、同居の祖父母等の分も含める場合があります。

※市民税の所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除）の適用前の額となります。

※指定都市の新税率移行後も、旧税率により算出した市民税所得割額を用いて階層判定をします。

【転入者・税申告をされていない方】

※令和2年1月2日以降に山形市へ転入された方は市民税額が確認できないため、個人番号（マイナンバー）申告書もしくは転入前の市町村で発行される課税証明書等をご提出いただきます。（令和3年1月2日以降に転入された方も同様です。）

※他市町村からの転入者で個人番号（マイナンバー）申告書もしくは課税証明書等の提出がない方や、税申告をされていない方など課税状況が確認できない場合は、保育料表の各区分での最高額にて仮決定となりますのでご注意ください。

4 正しい保育料の算定のために

●保育料を正しく算定するために、下記に記載しているような世帯状況に変更があった場合には、速やかに利用施設又は山形市役所保育育成課までお知らせください。

- ・ 婚姻・離婚等により扶養義務者に変更があったとき
- ・ 世帯員に変更があったとき
- ・ 市民税額に変更があったとき
- ・ 障がい児者世帯に該当するとき又は該当しなくなったとき
- ・ 生活保護に該当するとき又は該当しなくなったとき
- ・ 兄弟、姉妹が以下の施設を利用しているとき
（幼稚園、企業主導型保育所、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、児童心理治療施設、医療型児童発達支援）